

【介護員等特定処遇改善加算について】

受給する特定処遇改善加算原資は、勤務 10 年以上の介護職員とその他介護職員に
配分しております。

(月額)

| 対象となる職員 | 正職員 |
|--|----------|
| 10 年以上勤務の介護福祉士等で、直近 2 年の人事評価が一定水準以上にあり、かつ直接介護等の職務に従事し常時夜勤も行っている主任以下の職員 | 50,000 円 |
| 10 年以上勤務の介護福祉士等で、直接介護等の職務に従事する上記以外の職員 | 30,000 円 |
| その他の介護職員 | 10,000 円 |